

勝画楼ならびに洗眸閣に関する
記録類について

勝画楼ならびに洗眸閣に関する記録類について

以下に、法蓮寺書院（勝画楼棟）ならびに客殿（広間棟／洗眸閣）に関する記録類を確認しておく。

1. 1期の法蓮寺（【図1】参照）

【資料23】「鹽社別当伝来古記集」によれば、法蓮寺宥雅の代、正保年中（1645-1648）に11間に6間の「客殿」、7間に5間の「茶の間」が建立され、つづいて法蓮寺宥真の代に12間半に3間の「上台所」、5間半に3間半の「下台所」、6間に2間半の「土蔵」が建立、「道場」が修造されたという。法蓮寺6世・宥雅良順は正保3年（1646）から万治2年（1659）頃の住持、法蓮寺7世・宥真良賀は万治2年から寛文6年（1666）頃の住持であることから、正保から寛文にかけて法蓮寺に作事が加えられたとみられる。また、【資料5】「法蓮寺列祖伝略」によれば、明暦年中（1655-1658）に2代藩主忠宗公が法蓮寺を訪れた際に宥雅和尚の人柄が認められ、公の命により作事がなされて法蓮寺は藩による御修復所とされたという。

法蓮寺に関する絵図面類のうち、もっとも早い時期のものとみられるのが【資料1】「旧修復帳」の「塩竈法蓮寺」図である（本書p.90）。『鹽竈神社の建築』（以下『建築』と呼ぶ）では、【資料1】における法蓮寺の中心となる「客殿」に対し、南西側に接続される部分を「下台所」、北側に接続される部分を「茶の間」「上台所」にあて、【資料23】とよく合うことを指摘する。ただし、ここでは勝画楼棟にあてべき部分は図示されていない。

以上から、【資料1】にみられる法蓮寺は正保から寛文頃にかけて成立したものと考えられる。現存する広間棟が【資料1】に描かれた客殿の一部とすれば、その成立は正保年中に遡ることになる。

なお、【資料23】の宥雅の項に「山務ヲ取ル事凡十一年初メ殿宇ヲ替造シテ…」とあるように、万治元年（1658）頃からの着手と考えられる鹽竈神社の寛文社殿造営にともない法蓮寺も整備された可能性がある。

ここでは、【資料1】に示された建造物を1期の法蓮寺としておく。1期の法蓮寺は、正保から寛文頃にかけて成立したものと考えられ、ほかの図面類と比較するかぎり最も充実したものとみられる。【資料23】では、万治3年（1660）からの15ヶ年、江戸よりの上使の御宿所とされたという。

2. 書院の建造と勝画楼の命名・揮毫

【資料6】「勝画楼題字につき書状」、【資料7】「勝画楼題字につき書状写ならびに覚」、【資料22】「額字などにつき覚」などから、享保6年（1721）正月中に5代藩主吉村公揮毫の「勝画楼」題字が法蓮寺に下げ渡され、同年3月に「書院」に額として掲げられたものとみられる。（この額とされるものが現存、鹽竈神社博物館蔵）

【資料25】「伊達治家記録」のうち、藩主参詣記事に法蓮寺「書院」の記載がみられるようになるのは吉村公が参詣した宝永元年（1704）7月10日の条からで、この後の享保5年（1720）7月9日の条

では「書院」のほか「客殿上間」の記載がある。また、享保6年（1721）2月26日の条では、法蓮寺書院での饗応において二品が加えられたことについて「書院新ニ落成シ奉享ヲ請ルニ由テ也」との割注が付される。法蓮寺書院における饗応の記事であることから、ここで「新ニ落成」した「書院」は法蓮寺の書院と考えるのが自然であろう。

享保6年以降は、藩主入駕の際に「方丈前」にて住持が奉迎、「方丈上間」にて社家・社僧らが御目見得し、藩主は「書院」に着座するのが常である。享保5年・同6年の記事のみ「方丈上間」ではなく「客殿上間」とするが、「方丈」と「客殿」は同義である。（【資料4】においても、客殿部分に「方丈」と記されている。）

これらから、宝永元年（1704）頃には法蓮寺のうち何れかが「書院」と呼ばれており、さらに享保6年（1721）までに「書院」が新たに増築された可能性がある。享保6年（1721）の吉村公による勝画楼の命名・揮毫も、書院の増築にあわせたものであろうか。

3. 2期の法蓮寺（【図2】参照）

【資料1】「旧修復帳」に次ぐものが【資料2】・【資料3】「新修復帳」である。両資料の「法蓮寺」図にはわずかに異なる点があるが、建物の構成や規模などはほぼ同様である。【資料2】の「法蓮寺」図に享保13年（1728）云々の書入があることから、ここでは両資料を同年以前の作成とみておく。（2種の「新修復帳」は本書 p.91～94。）

【資料2】では、【資料1】と同規模の客殿が示されているが、仏堂風の平面は廃され、3間四方の広間が三間続く間取りが描かれる。また、客殿の東側に、後の「繋ぎの間（勝画楼棟三ノ間）」と同規模の部屋が造作されたことを示す貼紙がある。（本書 p.92）

【資料3】にも【資料2】と同じ間取りの客殿が描かれるが、客殿部分全体に貼紙がなされ、上間北側に大床とみられる部分がみとめられるほか、間仕切りなどにもわずかな変更がある。（本書 p.94）

このほか、【資料1】にみられた上台所方向は省略されたかのごとく北側への廊下が途中で省略され、下台所・茶の間も記されておらず、東向書院（勝画楼棟）も描かれていない。

『建築』では、上台所や下台所、茶の間などは享保頃までに何らかの災害により退転したものと推測しているが、あるいは藩による修復にかかる部分のほかは省略された可能性や、後の変更箇所が図中に反映されていない可能性も指摘できる。

【資料26】によれば、享保12年（1727）に客殿に対して屋根替えなど何らかの作事が加えられたようであるが、『建築』では小規模な修復程度のものとしている。

【資料2】の貼紙後の客殿と、【資料3】の貼紙前の客殿は全く同じ間取りで描かれていることから、【資料3】がより新しい時代のものと考えるのが自然だが、東向書院（勝画楼棟）が増築された姿をしめす【資料4】「仙台所々神社絵図」（以下「神社絵図」という）の客殿部分はむしろ【資料2】に合致するようにも見える。

両資料の前後関係はなお検討を要するが、ここでは享保13年（1728）以前の姿として【資料3】の

貼紙に示された建造物を2期の法蓮寺としておく。

【資料6】、【資料7】、【資料22】、【資料25】などから、1期から2期の間、宝永元年（1704）までに客殿の何れかに書院と呼ばれるような造作がなされ、さらに享保6年（1721）までの間に書院が増築された可能性があるのは前述のとおりである。これらの「書院」が、【資料2】の貼紙部分に示された小部屋や、【資料3】の床の間のある客殿上間を指す可能性もある。

4. 洗眸閣の命名・揮毫

記録類のうち洗眸閣の呼称がみられるようになるのは、【資料13】「法蓮寺書上（稿本）」など安永頃からのようである。

【資料13】に「書院を勝画楼客殿を洗眸閣と名付申候」とあることから、洗眸閣が法蓮寺客殿をさすことが明らかで、他の記述から狭義には上間にあたる東南角の部屋をさすようにも受けとれる。また、ほかに「食堂」と南向の「大庫裏」があったようであるが、客殿との位置関係は不明である。

同資料では、吉村公筆の勝画楼額字を伊達肥前の奉書とともに法蓮寺範周の代に拝領し、洗眸閣には伊達肥前の子息である伊達助三郎筆の横額が掲げられたとされる。範周は法蓮寺16世（17世とも）の住持で、在職期間は享保元年（1716）から同9年（1724）頃である。「勝画楼」題字については扁額や伊達肥前奉書などが現存しているが、洗眸閣の扁額は伝わっていない。

【資料13】にある伊達肥前は、伊達肥前宗房の子である肥前村興とみられ、洗眸閣揮毫の助三郎は村興の子である村胤、あるいは村胤の弟である肥前村茂（助三郎、村胤が相続前に没したため村興の跡をつぐ）とみられる。洗眸閣の揮毫については、【資料19】『塩松勝譜』でも伊達助三郎筆とされるが、【資料33】『塩社略史』では伊達宗房の筆とされている。肥前宗房は貞享3年（1686）に没していることから【資料33】は誤りとみられ、村胤・村茂らによる揮毫と考えるのが妥当であろう。洗眸閣命名と扁額揮毫の正確な時期は不明であるが、村胤の揮毫とすれば同人が25歳で没する享保16年（1731）以前、吉村公による勝画楼扁額揮毫から遠くない時期と推測される。（享保中には、吉村の娘・和姫、吉村の子・村胤らによる揮毫額の奉納もみられる。）村茂による揮毫とすれば、早くは享保末頃と仮定しても無理はないが、さらに下る可能性がある。

5. 3期の法蓮寺（【図3】参照）

【資料4】「神社絵図」は、藩主参詣時の拝所や供奉者らの控所を示した彩色図である（本書p.95）。同資料中におさめられる「一宮」図には寛保元年（1741）の御曹司参詣に関する書入があり、また、「御竈」図の横には宝暦11年（1761）の書入がみられる。

【資料4】にみられる法蓮寺は、客殿は2期とほぼ変わらないようであるが、東側に現状に近いかたちで書院とみられる部分が加えられている。また、大部分は省略されているが、客殿北側に続く建物や西側から護摩堂への連結が示唆されている。本図の製作時期についても注意深く検討しなくてはならないが、「一宮」図および「御竈」図への書入から推測すれば、本図は寛保元年（1741）以前には成立し、宝暦頃までは用いられていたものとみられる。

ここでは、【資料4】にみられる姿を3期の法蓮寺としておく。3期の法蓮寺は、2期の客殿東側に書院とみられる部分を加えたもので、寛保元年（1741）頃までは成立していた可能性がある。

ただし、3期にあたる寛延3年（1750）の【資料9】「法蓮寺書上写」には、「客殿」の記載はあるものの「書院」や「勝画楼」については記載がない。記録類に東向書院の記載がみられるのは安永3年（1774）の【資料12】「風土記御用書出（鹽竈村風土記書出）」からで、翌年の【資料13】「法蓮寺書上（稿本）」では、既に確認した通り、法蓮寺書院を勝画楼、法蓮寺客殿を洗眸閣としてあげている。この後の資料では以下の通りである。

【資料14】（安永7年〔1778〕）

…「方丈之客殿中之間」において社家らが雅楽合奏稽古を行う。

【資料15】（天明2年〔1782〕）

…「洗眸閣」において住持と社家らが遷宮について直談。「御客殿」において仮遷座御祝儀の会食。

【資料16】（天明3年〔1783〕）

…「勝画楼」において社家らが棟札を検分。

【資料17】（文化元年〔1804〕）

…「洗眸閣」において御神殿の印封のことにつき役僧より社家らへ申し渡しがなされる。

これらから、勝画楼ならびに客殿（洗眸閣）は公式の儀礼に準じる会合や会食の場として用いられていることがわかる。公的な場としての格式と、大勢が一堂に会する広さを備えていたわけである。

6. 法蓮寺の罹災と復興

『建築』によれば、法蓮寺は天保10年（1839）に火災にあい、同12年（1841）頃に再建されたものとされる（【資料20】、【資料21】）。また、さらに後年の資料であるが、【資料33】『塩社略史』においても天保中に火災にあったとされる。ただし、『建築』では被害は方丈（客殿）上間までは及ばず、残材が転用されて現状の構成に至ったものと推測しているが、【資料33】では「天保ノ季年ニ及テ一旦祝融ノ為メニ奪去ラレ今残存セルハ弘化中ノ建築ニ係ル」として、勝画楼まで罹災して失われたごとく記され、また残存する建築は弘化（1845-1848）中の造営とされている。（【資料10】によれば、法蓮寺山門上段に位置した庵が火災で焼失し、のちに祐海法印の隠居所として再建された蓮性院と呼ばれたという。祐海自問は、法蓮寺18世（19世とも）の住持で、在職期間は享保12年（1727）頃から同16年（1731）頃とみられることから、天保以前の享保中にも法蓮寺近辺で火災があったことが知れる。ただし、このときには法蓮寺までは被害が及ばなかったものとみられる。）

天保中の火災による被害や再建の規模については詳しく伝える資料がないが、天保10年（1839）に法蓮寺が罹災し、天保12年（1841）頃に一応の再建をとげ、作事は弘化中まで及んだものとみられる。このことを画期とすれば、天保10年を3期の下限とし、以後、再建をとげた法蓮寺を4期とすることになる。

7. 4期の法蓮寺（【図4】参照）

4期の法蓮寺については、1～3期のような絵図面類を確認できない。上述のごとく、『建築』では客殿上間までは被害は及ばず、残材を利用して現状に近い形、つまりは3期における客殿の次の間以下西側を取り除いたものの如く縮小されたと推測している。

法蓮寺が罹災したとされる天保10年（1839）以降、4期にあたる頃の客殿（洗眸閣）に関する記録は以下の通りである。

【資料27】（天保14年〔1843〕）

…「洗眸閣」において住持・社家らが遷宮について直談。

【資料28】（天保14年〔1843〕）

…「洗眸閣」において社家らが棟札を検分。

【資料29】（安政4年〔1857〕）

…「洗眸閣」において社家らが藩主の前で雅楽を合奏。（洗眸閣における楽人らの配置図あり。【図5】）

【資料30】（文久2年〔1862〕）

…「洗眸閣」において住持・社家らが遷宮について直談。

「洗眸閣之次間」において法蓮寺より社家らが酒飯を振舞われる。

「洗眸閣上之間」において社家らが棟札を検分。のち「茶之間」において酒飯を振舞われる。

【資料31】（江戸時代末、慶応4年〔1868〕の記事あり）

…（ア） 年始の行事として、朝に洗眸閣において脇院らを接待する。

…（イ） 同じく昼間に洗眸閣において社家らに年始盃の接待をしたのち、「客殿中之間」にて雑煮を振舞う。

…（ウ） 正月御礼として御宮町門前・杉坂門前の者らは「茶之間向フ椽通り障子之外」に居並び、住持は「洗眸閣中頃ニ着座対面」する。

…（エ） 正月5日の御名代衆の代参では、「書院」へむかえ「玄関」にて送迎し式台まで出るべきこととする。

…（オ） 社家らによる正月7日節句の挨拶は、慶応4年（1868）より社家惣代一人が「茶ノ間」にて面会することに改められた。

…（カ） 正月7日節句当日の祝いとして「茶之間」にて社僧らに茶を出し、社家らは「洗眸閣中座」にて茶を出す。

…（キ） 伊達和泉殿より正月10日例年の御名代には、「客殿下之間」において役僧が茶漬や酒を出す。

…（ク） 藩主が法蓮寺に入る際、住持は「客殿前二重石階之下」まで迎え、先だつて「御上り口椽通」に控える。…お帰りの際に社僧らが御目見得をする場所は「客殿上之間」で、「東之角障子際ヨリ折廻し次第」に列座する。

…（ケ） 直参のとき、藩主は「書院」に着座し、住持は「敷居之外東之方」へ出て御目見得、奉行衆は「西之方」へ出て披露する。

- … (コ) 同じく献上物は「御座之間敷居之外」へ置き、住持は「敷居之外正面」にて御目見得、奉行衆は「東之方」より出て披露する。
- … (サ) 7月15日には寺中出勤し、「客殿」にて餅を出す。
- … (シ) 一宮への新米献上のとき、献上する百姓と肝入の2名は「茶之間向椽通障子之外」に控え、住持は「洗眸閣中敷居之内」に着座して面会する。両人召し連れの2名は、「客殿下之間」にて小僧らに給仕させる。

これらによれば、法蓮寺罹災前と変わらず洗眸閣が会合や会食の場として用いられているようである。特に【資料29】では洗眸閣として簡単な間取りが図示されており（【図5】）、洗眸閣を客殿とみれば、安政4年（1857）の段階では客殿は縮小されておらず、3期から大きな変更はないようにも思える。（ただし、床・脇床の位置に疑問がある。おおよその配置図であるため不正確な点があるか。）

また、これらのうちには「茶之間」の記載がみられることから、4期には客殿の何れかが「茶の間」と呼ばれていたものとみられる。（【資料31】では、(イ)において「洗眸閣」と「客殿中之間」が区別されているようであり、また(ウ)・(シ)などから「洗眸閣」と「茶の間」は隣接するものとみられる。「洗眸閣」を狭義の意味での「洗眸閣」、つまり客殿上間とすれば、客殿中の間が「茶の間」に相当するものであろうか。だとすれば、【資料30】において社家らが「洗眸閣之次間」ならびに「茶之間」において酒飯を振舞われたことにも合う。ただし、3期の図にみられるような客殿の北側に間仕切りされた空間の何れかが「茶の間」に相当する可能性もある。

ここでは、天保10年（1839）の罹災以降、復興された法蓮寺を4期としたが、記録類、特に【図5】をみるかぎり、4期の法蓮寺は3期と同等の客殿（洗眸閣）を備えていた可能性がある。この場合、天保中の火災は客殿（洗眸閣）ならびに書院（勝画楼）には及ばず、何らかの付属施設が失われただけであったか、あるいは客殿・書院まで被害が及んだとすれば3期に近い形で復興されたと考えなくてはならない。

8. 5期の法蓮寺（【図6】参照）

【資料33】『塩竈略史』によれば、明治2年（1869）に藩令により別当廃止、法蓮寺や脇院、その付属施設は藩に返還され、廃藩置県にいたるまでの一時期は法蓮寺に「塩竈神務署」が置かれたとされる。他の資料によれば、明治2年9月に藩知事代理・伊達邦寧、執政・後藤充康、参政・大堀直隆、神祇局准副執事・堀友明らにより鹽竈神社御神殿内の検分がなされており、このあと同年中には神務署がおかれたものとみられ、「一宮鹽竈神社神務」ならびに「海岸向取締」として後藤充康が着任している。明治4年（1871）頃までの祝詞には、神務署判事として充康の名がみられる。

明治9年（1876）の明治天皇東北御巡幸の際、勝画楼が行在所となるが、明治11年（1878）に藤元吉へ売却されて個人の所有するところとなり、同44年（1911）頃これを鈴木もとに貸し付けて料亭として使用されるに至った。鹽竈神社の所有となるのは昭和36年（1961）のことで、勝画楼が現在のよ様な形となるのは明治から昭和36年までの間と考えられる。ここでは、明治初年を一応の画期として、近代から現代に至るまでを5期の法蓮寺としておく。

明治22年(1889)の【資料32】『鹽松勝概』では、勝画楼と洗眸閣がとりあげられている。勝画楼はすでに「酒楼」とされているが、4期からの変更については記されていない。洗眸閣については、「勝画楼と相並」んで岩壁の角に位置するとされており、改造の有無については不明ながら少なくともその呼称が残されていたようである。また、「僧宗阿所命」の一文は、法蓮寺住持・宗阿によって設けられた、あるいは命名されたとも受け取れるが、法蓮寺客殿と洗眸閣の呼称は宗阿以前からあることは明らかで、あるいは宗阿の代に何らかの造作が加えられたことを示唆するものであろうか。

宗阿は、法蓮寺32世の住持で名を慶義、字を文英、宗阿はその号であるという。詩文に秀で、「洗眸閣百絶」「松庵集」「華園集」などの漢詩集が知られている。大聖寺から法蓮寺に入り、さらに龍宝寺に移ったとされ、のち隠居して弘化5年(1848)に78歳で没したという。法蓮寺在住期間は明確ではないが、文化8年(1811)に法蓮寺32世として白坂普門院鐘銘を撰しており、また、他の資料から早くは文化元年(1804)、遅くは文政6年(1823)までの間に在職期間をしぼることができるようである。仮に、宗阿の頃に洗眸閣に造作が加えられたとすれば、文化・文政の頃、つまりは法蓮寺罹災以前の3期のこととなる。(ただし、宗阿は弘化中まで存命しており、法蓮寺の罹災と復興を見届け、これに何らかの形で関与した可能性もある。)

5期の法蓮寺(勝画楼)の姿は、幾つかの資料に確認できる。

明治35年(1902)の【資料33】『塩社略史』では、「寺中ノ一閣二扁シテ勝画楼ト謂ヒ又伊達宗房書院ニ題シテ洗眸閣ト云」として勝画楼・洗眸閣の名をあげている。(加えて、「又別に本堂アリ(竪六間横十一間)」とも記されるが、6間に11間の規模は1期以降踏襲されてきた法蓮寺客殿の規模に合うもので、ここでは客殿を本堂と呼び、いま勝画楼棟と呼ぶ建物の一ノ間・二ノ間の何れかを勝画楼、何れかを洗眸閣と呼んでいるようにも解釈できる。)

また、「改革頻繁ノ際」に「境内ノ屋堂舎ノ如キモ或ル事情ノ為メ一旦他人ノ手ニ附スルニ至リ勝画ノ一樓ヲ遺スノミ」とあるように、明治維新以降、法蓮寺を含めた境内の付属施設は明治10年(1877)頃までに失われていくが、勝画楼のみ残されて明治9年(1876)の明治天皇御巡幸の際には行在所とされている。(法蓮寺護摩堂は、市内東園寺に移設されたが火災により現存しない。また、『建築』が指摘するように、多賀城市の慈雲寺本堂の向拝が法蓮寺の遺構と伝えられ、平成20年〔2008〕に市民団体の尽力により市内に移築復元された。)

同書では、行在所とされた勝画楼(勝画楼棟部分)について比較的詳しく取り上げており、天保中に火災にあい、現存するものは弘化中の建築であるとして間取りをあげている。これを図にまとめれば【図7】のようになる。(ただし、【資料33】では天保中の火災により勝画楼まで罹災し客殿を含めた全体が弘化中に再建されたもののように述べられており、これを鵜呑みにすることにはためらいがある。)

【資料34】『明治天皇聖蹟志』は、明治9年(1876)の明治天皇東北御巡幸の際の行在所や御立寄所などをまとめたもので、勝画楼については写真と詳細な図面が付されている。序文・凡例にあるとおり、同書は明治9年・同14年・同34年の調査ならびに大正4年・同13年に各郡市町村長よりの報告書ほか公文書などの資料にもとづいて編纂されたもので、書中におさめられた写真や図面は明治9年当時

のものに限られないが、同書刊行の大正 14 年（1925）以前のものであることは確かである。

同書におさめられた「勝画楼建物平面図」（付図 2）によれば、この時点での勝画楼の間取りは、3 期以降の東向書院部分をほぼそのままとしながら客殿部分の規模を縮小し、付属施設を造作したものとみられ、現状の勝画楼の姿に近い。現状に連なる客殿部分の改造は大正 14 年（1925）までのいずれかの時期に加えられたものとみられる。

基本的な構成は現状と大きく異ならないが、現状の広間北側に「配膳室」や「風呂場」などがみられるほか、現在の広間南側に位置する小部屋からさらに 1 間半ほど張り出す部分があって東南角に縁を廻しており、「勝画楼付近平面図」（付図 3）においてもこの張り出し部分が確認できる（【図 8】参照）。（「宮城郡鹽釜町勝画楼全景」写真〔付図 1〕において、玄関右手方向〔南側〕に張り出す櫓状の部分、「同上庭園ノ松」写真〔付図 1〕における左側に見える櫓状の建物が平面図上のどの部分にあたるかは検討が必要である。）

【資料 33】による【図 7】の勝画楼、ならびに【資料 34】の「勝画楼建物平面図」の勝画楼は、何れも現状に近いものであり、前者は明治 35 年（1902）以前、後者は大正 14 年（1925）以前の姿と考えられる。（ただし、前者では附属部分が省略されている可能性があり、後者が明治 35 年から遡る時期の様子である可能性がある。）

両者の前後関係、すなわち 5 期の法蓮寺（勝画楼）の変遷については今後の課題であるが、何れにせよ客殿部分が縮小されて現状に近い形となるのは近代以降のことと考えなくてはならない。たとえば、1 期から 3 期までの諸絵図には、客殿南側の階段を上がる参入路が示されており、3 期の【資料 4】では客殿上間付近の縁に上り口となる階段がつけられている。（この階段は、「新修復帳」の東北大本にも示されている。）この階段は、南向き玄関のほかには設けられたもう一つの客殿への上り口で、【資料 8】に「方丈客殿上り口ノ上ノ間」、【資料 31】（ク）に「迎ニ客殿前二重石階之下迄罷出ル御先立仕御上口椽通ニ控へ申候」とあることは、客殿上間縁側からの出入があったことを示唆している。現状および【資料 34】にみられるような造作がなされれば、当然ながら縁側からの出入は不可能である。

「勝画楼付近平面図」では、東参道上り口から勝画楼へ至る現状と同様の道筋が記され、「鹽釜町勝画楼入口階段」写真（付図 1）によれば、現状に似た様子が確認できるとともに南側からの参入路が残されていたようである。【資料 35】（付図 4）と【資料 36】（付図 5）は「勝画楼付近平面図」と共通するものであるが作成時期が不明である。（【資料 37】は、勝画楼隣の家屋に「藤屋」の記入があることから、明治 11 年〔1878〕以降のものともみられる。）

参 考 資 料

【資料1】「仙台藩封内神社仏閣等作事方役所修繕ニ属スル場所調（旧修復帳）」（宮城県図書館蔵）（本書 p.90）

このうちに「塩竈法蓮寺」図あり。藩作事方の御修復にかかる建造物の台帳図面。鹽竈神社については寛文社殿の指図をおさめる。

【資料2】「神社佛閣諸寺院諸役所萬御蔵共建替破損繕被成置候御修覆本帳（新修復帳）」（東北大学大学院 工学研究科 都市・建築学専攻 空間文化史学分野 野村研究室蔵）（本書 p.91、p.92）

このうちに「法蓮寺」図あり。図中に享保13年（1728）の書入（下記）があることから、同年以前に作成されたものとみられる。

11間に6間の客殿が描かれるものの、勝画楼棟にあたる部分には何も描かれていない。客殿東側には貼紙がなされ、後の「繋ぎの間」と同規模の部屋が追加されている。

「一貴寺東之方、當七月欠崩候ニ付、先頃
普請為仕候処、亦以先日之通ニ崩候ニ付、普請
之儀被仰聞候間、繪圖を以、御奉行衆江も
相達候処、ヶ様之所ニ
上之御普請ニ被成下候例も無御座候間、
自今ハ御自分御普請ニ被成候様ニ私共方
可申達由ニ御座候間、左様ニ御心得可被成候、
仍而先頃被仰聞候御紙面被進仕候、以上
九月六日 小嶋藏人
金沢圖書
法蓮寺

右之通相済申候間、御牒江も右之
段記置可申由、享保拾三年九月被仰渡候
に付、如斯記置申候事」

【資料3】「御修覆帳（新修復帳）」（宮城県図書館蔵）（本書 p.93、p.94）

本資料にも「法蓮寺」図あり。【資料2】とわずかに異なる点があるが、建物の構成や規模などは同様である。

本図の客殿部分には、全体に貼紙がなされている。貼紙の下の原図は【資料2】の貼紙後と全く同じ平面が描かれているが、貼紙には大床を持つ上間が描かれるほか、間仕切りや縁側、北側の風呂場まわり、上間式台、便所など、原図と異なる箇所が散見される。

【資料4】「仙台所々神社絵図」（仙台市博物館蔵）（本書 p.95）

このうちに「法蓮寺」図あり。彩色図。藩主参詣時の共揃らの控所などを示す。「一宮」の図中に

寛保元年（1741）の御曹司参詣に際する下乗所にかかわる記入があることから、同年以前に製作されていたものとみられる。また、「御竈（御釜神社）」図には宝暦11年（1761）3月とする書入がある。

【資料5】「法蓮寺列祖伝略」（『塩竈由来古記追考歴代集』のうち、享保3年〔1718〕跋、原本は加美郡小野田町門沢吉岡家所蔵、ここでは常盤雄五郎氏による昭和30年の筆写本を参考とした）
法蓮寺歴代住職のうち中興1世・富鏡から16世・範周までの事績をまとめたもので、相応院の住僧・澄巖による享保3年の跋文が付される。

「代六世権大僧都法印宥雅和尚

和尚名ハ宥雅字ハ良順姓日野奥州宮城人也…第五世鏡雅和尚法縁タルヲ以テ呼テ後嗣トス山務ヲ取ル事凡十一年初メ殿宇ヲ替造シテ論菰ヲ開キ密壇ヲ築テ灌頂ヲ修ス明暦年中国守忠宗公松嶋ニ詣セントシテ当寺ニ次宿セラル即チ和尚ヲ座辺ニ召シテ恩遇甚タ渥シ且ツ当社ノ崇敬アルヘキ由漸ヲ聞カントナリ和尚生姿朴訥ニシテ言ト少シ但神徳ノ靈威ヲ挙テ国豊民安ノ鎮祠ナリト云ノミ太守聞コシメシテ和尚ノ風色ヲ悦ヒ其ノ言フ事ヲ善トシテ左右ニ褒称セラルト又巖談付弟ノ事ニ及フ其時上足宥真豫シメ後嗣ノ名ヲ題シテ奉謁ヲ許サル和尚先キニ營構スル処ノ殿宇周備セサル事アリ太守命ヲ下シテ落成セシメラル是ヨリ当寺永年修復ノ許命ヲ以テ引テ今ニ至ル…」

【資料6】「勝画楼題字につき書状」（鹽竈神社博物館蔵、〔享保6年・1721〕正月十八日付・伊達肥前→法蓮寺、『塩社史料』では表題を「勝画楼扁額添」とする）

「最前御願被成候

屋形様御染筆之

御額字御出来今日登

城仕候節

御直々被相渡候間

為持遣申候御頂戴

可被成候以上

正月十八日 伊達肥前

法蓮寺」

【資料7】「勝画楼題字につき書状写ならびに覚」（鹽竈神社博物館蔵、享保6年〔1721〕正月19日付・法蓮寺専如〔範周〕→伊達肥前、享保6年〔1721〕正月19日付覚、『塩社史料』では【資料6】に対し「同答書」とする）

「最初奉願書院之御額今日

御登 城被成置候所ニ

御染筆 御自手御渡シ被為

遊候を即刻御伝達被

成下之旨難有淨手頂
戴誠欣踊之至不知所以
奉謝候乍恐御榜題之趣
窓中之景色ニ合ヒ尤被遊候
所之字形御筆勢共ニ無
勝所 御染筆哉と不覚
雀躍更萬々畏入候得共
御前宜然以御序御執成
奉希候 恐々謹言

法蓮寺

專如判

正月十九日

肥州様

御近侍御披露」

覚

御榜題之字義御先代様之内塩
竈の浦ニテ御詠歌被遊候と有之
人口ニ伝候御歌ニよく合ヒ申候歟其
御歌ニ曰
大方の手に取筆もかきり
あれは写えもなきしほ
竈の浦 __ハ絵ノ字ニモ書可申歟何様
不得写云フ二様ノ御心ニテノ御
歌歟

右之御歌と御榜題之意

全体ニ御座候

十六世

享保六年丑ノ 專如

正月十九日

右御礼ハ以地藏申上候ハ今年ハ
護摩被 仰付置候ニ御祈祷日課
有之候得ハ自身登仙仕不及申上と
肥公より被仰下候若老慵歟病
慵を以御免被成下候ニ御内意
共以登仙可申上候得共左之通り
御祈祷日別日課ニ付御免之上ハ
任御内意以役者申上候扱御内々

より申上候得ハ肥州様ヨリ御伝達然
ハ被下候一紙ハ御副状御心と相
見申候条指上候返書共ニ向来ニ遺
置候已上」

【資料 8】「正徳四年叙位仰付候事・屋形様御目見被仰付候事・大屋形様御目見被仰付候事」（鹽竈神社博物館蔵、志賀家資料、江戸時代）

「屋形様御社参被遊候砌法蓮寺御入被遊候節御目見被 仰付候左之通…右七人貴寺へ被為入候節
向後 御目見可被 仰付候間其御心得可被成候以上、享保元年九月廿八日

右方丈客殿御上り口ノ上ノ間ニ而相勤候尤束帯ニ相出候献上物無之候御申次御座候而屋形
様御入被遊御殿へ御通被成候節御目見仕候而…」(享保元年〔1716〕)

【資料 9】「法蓮寺書上写」（鹽竈神社博物館蔵、寛延 3 年〔1750〕）

法蓮寺より本寺である御室仁和寺へ提出した書上。

「法蓮寺…、一客殿、東西拾壹間、南北六間」

【資料 10】「塩釜町方留書」（『塩竈市史 V 資料編』、昭和 40 年）

明和頃の塩竈肝入による留書の抄出とされる。このうち「一五八 法蓮寺門徒連性院」「三〇九
法蓮寺方丈のこと」として以下の記載あり。

「一五八 法蓮寺門徒連性院

一法蓮寺門徒連性院、此連性院ハ□□□□之頃迄黒門之上中段ニ庵有り、連性院ト云、此寺焼
失其以後祐海法印御隠居ヲ豊持院之後庵ヲ御建、右庵号連性院ト被相付候、右法印之御事其
節□□□□申候、御隠居ハ慶賢法印、御当住ハ□□法印也（寒風澤出生也）

但祐海法印御隠居之節袖ヶ崎様被為入候、往古ハ当時之庵之処ニ慈雲寺寺場之由申
伝、其砌門前町六郎兵衛やしきハ慈雲寺へ之通用路之由也」

「三〇九 法蓮寺方丈のこと

一方丈黒門之額法蓮密寺ト有之候、筆者佐々木玄龍ト有之候、右門先年ハ四五間内之方へ相立
候由

一方丈 御成御座敷御床額 袖ヶ崎様御直筆 勝画楼 セうくわろうト申由

一方丈つきかね（以下欠文）

一方丈門徒寺之由ニ而黒門之上中段ニ庵有之候焼失已後連性院ト申庵号ヲ以祐海法印御代御隠
居所新規ニ被相立候

一七曲下影向石一体方丈御持前ニ候、黒門并さくぬき共方丈ヨリ御修復罷成候
影向石之前ニ古井有り」

【資料 11】「明和四年藩主一門参拝記事」（明和 4 年〔1767〕、『鹽竈神社史』 p.1085～1086）

「明和年丁亥四月 藤八郎様淡路様 御参詣之砌御次第、法蓮寺自分手控
一玄関ヨリ 御入
法蓮寺、階上之敷居際ニ罷出居。御会釈有之、直々書院迄、住持御案内。
一書院へ 御通り、次之間ニ 御着座。
法蓮寺ハ書院御入口迄御案内仕、直々罷退り。
…
一寺へ御帰、御麻上下之儘ニ而、書院東之柱際西向キニ 御着座。…」

【資料 12】「風土記御用書出」（安永 3 年〔1774〕、『塩竈市史 V 資料編』）

塩竈村肝入らによる安永 3 年（1774）の風土記御用書出。

「金光明山法蓮寺、一小名 一森山、一真言宗一宮別当、一佛殿 護摩堂南向、竪四間横三間半、
一客殿南向、竪十一間横六間、一書院東向、竪五間横三間半、…一門、西向、一額、書院横額
勝画楼三字、獅山様御筆…」

【資料 13】「法蓮寺書上（稿本）」（鹽竈神社博物館蔵、志賀家寄贈資料、安永 4 年〔1775〕）

加除訂正が書き込まれた稿本であるが、法蓮寺・脇院について最も詳しい資料の一つとみられる。

「一殿堂 諸字并御額
一客殿 南向竪何間横何間
一書院 東向竪何間横何間
横御額勝画楼三字
獅山様御筆 右ハ享保六年正月十八日
伊達肥前殿御奉書ニ而先住第十七世範周代拝領仕候事
一洗眸閣 巽向 竪何間横何間
洗眸閣横額 洗眸閣三字伊達助三郎殿筆 肥前殿御子息御同姓
一食堂 何向 竪横
一大庫裏 南向 竪横
横額香積場三字 伊達助三郎殿筆」
「一玄関ヨリ寺中前高場先庭 御通筋
御宮御唐門迄三百四拾式間程」
「一書院客殿洗眸閣 護摩堂辺より眺望之風景…（中略）…之風光にて塵眸を洗かことくニ又画
ヨリも勝れ候付書院を勝画楼客殿を洗眸閣と名付申候事、楼閣御座候事ナレハ唯少分ヲ拳ル
ノミ実ニ眼下ノ風景東南ニ奇勝ナリ」

【資料 14】「安永七年城中音楽合奏記」(安永 7 年〔1778〕、『鹽竈神社史』)

安永 7 年に仙台城において社家らが雅楽の合奏をおこなった際の記録。方丈客殿にて稽古を行っている。

「(十二月) 十三日朝飯後ヨリ、音楽合奏為引揃之、方丈へ、音楽拾七人惣シマリニ山城守薩摩守罷出、方丈之客殿中ノ間ニ而為合奏引揃候。方丈ヨリ御賄一汁四菜ニ酒肴三種相出、数度稽古終日仕、七ツ半頃帰宅仕候事。」(同書 p.635)

【資料 15】「天明二年七月仮遷宮諸色御用留書」(天明 2 年〔1782〕、『鹽竈神社史』)

仮遷座に際しての記録で、洗眸閣における会合・会食について記されている。

「一同日(七月十六日) 昼八ツ時ヨリ、方丈へ到参上候。

右者 御仮遷宮ニ付、御内談被成候間、…洗眸閣ニ而、方丈へ直談有之候。」(『鹽竈神社史』 p.753)

「一(七月) 廿七日、方丈へ斎戒中ヨリ、御祝儀ニ、御酒壺樽…洗眸閣ニ而、方丈へ御悦申上。」(同書 p.790)

「一同月(八月) 十五日、御仮遷宮御首尾能被相勤候御祝儀ニ、…御客殿ニテ、酒吸物肴三種御料理二汁三菜台引物迄有之候。」(同書 p.793)

【資料 16】「天明三年三月正遷宮諸色勤方留帳」(天明 3 年〔1783〕、『鹽竈神社史』)

正遷座に際しての記録で、勝画楼において棟札の検分がなされたことが記される。

「一同(三月) 九日朝早飯後ニ、斎戒七人、一臈相応院、役者建立院、九人一同ニ方丈へ御棟札拜見ニ罷出候。方丈並役者豊持院立合、於勝画楼拜見致候事。」(同書 p.818)

【資料 17】『奥塩地名集』(寛政 4 年〔1792〕、『塩竈市史 V 資料編』)

塩竈の検断をつとめた鈴木三郎治宜見により、寛政 4 年(1792)に編まれたもので、地名の由来や故事来歴を記す。

「寺院、一真言宗金光明山法華院法蓮寺、一宮別当一門格拾七ヶ寺之内

一書院(東向)、御成座敷御床額勝画楼三字 獅山様御筆、此処より東目前ハ当町家小松崎姥ヶ懐笹嶋七曲り水戸…南ハ当町家稻荷山雷神山遠見ともに勝れたる景色画くとも筆に尽し難く語るとも言葉に述かたしとかや寺内護摩堂観音堂ハ一段高き岩上に立並び其辺の樹木之風景秀て…」

【資料 18】「法蓮寺日記」(文化元年〔1804〕、『鹽竈神社史』)

法蓮寺による日録のうち、文化元年 7 月 20 日から 10 月 23 日までの記事。御神殿の印封のことにつき、洗眸閣において社家らへの申し渡しがなされたことが記される。

「一番頭中出雲守撰津守因幡守三人罷出候。洗眸閣へ招呼、相応院豊持院役者立合ニ而申渡候。左之通。」(同書 p.852)

【資料 19】『塩松勝譜』（舟山万年、文政 5 年〔1822〕、『塩竈市史 V 資料編』）

舟山万年により文政 5 年に編まれた塩竈・松島の地誌。勝画楼、洗眸閣の記事あり。

「金華ノ東ニ坂路アリ。巖ヲ刻テ級トナシ、坂ノ央ハニ門アリ。傍ニ法蓮密寺トアリ。

文佐々木氏ノ署スル所ナリ。門前ヨリ南ニ折レテ下レハ市塵ニ到ル。是レ則チ裏坂ナリ。門ニ入レハ磴道屈曲、燈盡テ寺ニ抵ル。寺ハ神廟祈禳祝釐ノ事ヲ主リ、諸祝皆之ニ隸ス焉。殿宇壮宏ニシテ…」

「勝画楼 附洗眸閣及香積場共ニ伊達助三郎殿書ス

楼閣ハ共ニ法蓮寺ノ裏佛殿ノ東ニ在リ。扁シテ勝画ト曰フ。獅山公ノ蹟ナリ。楼下ハ絶壁ニシテ海色欄ヲ浸シ、遠崖ハ白堊ノ如ク、遠樹ハ薺華ノ如シ。島嶼無数ニシテ其最モ近クシテ膝下ニ在ルカ如キモノハ即チ籬島ナリ。楼上ノ佳望ハ鹽浦第一ニ位シ、其名ヲ設クルニ実ニ誇言ニアラサルナリ。」

【資料 20】「天保十一年 法蓮寺様御普請方寄進名前受判牒」（『仙臺市史 9（資料編 2）』、昭和 28 年〔1953〕）

天保 10 年（1839）に法蓮寺が火災にあい、自力再建が難しいため寄進を募った際の記録で、寄進者と金額を記す。

「法蓮寺様去年三月中御焼失ニ付、此度従

御上様御普請之外、御自力ニ御叶不被遊候ニ付、御領分中者不及申、六仲間中江茂御寄進御頼被成置度由…」

【資料 21】「御作事方御職人組抜御大工平栄三郎義信勤書」（『塩竈神社の建築』 p.116）

天保 10 年（1839）の火災後、同 12 年（1841）頃に方丈などが再建されたことを記す。

「…一同十二年右品々同断、拙者儀棟梁仮役被仰渡難有仕合ニ奉存候。鹽竈法蓮寺方丈庫裏護摩堂等之御普請方江被相下勤仕罷在護摩堂迄御建揃ニ而御上棟御祭式相勤候。…」

【資料 22】「額字などにつき覚」（塩竈神社博物館蔵、阿部家資料、江戸時代末か）

社中の扁額などに関する覚書。吉村公により「勝画楼」扁額が享保 6 年（1721）に揮毫され、同年 3 月に法蓮寺書院に掲げられたことを傍証する。

「綱（吉）村君御自筆勝画楼之御額、享保六辛丑三月六日法蓮寺書院江被相掛」

【資料 23】「鹽社別当伝来古記集」（塩竈神社博物館蔵、江戸時代）

内題において「陸奥宮城郡塩竈社并別當法蓮寺ニ伝来之古記浮説等編集草案」とされる通り、鹽竈神社・法蓮寺に関する記録類をまとめた草稿。『建築』では「塩竈社伝来古記」と呼ぶ。

「△法蓮寺造立之覚

○正保年中法蓮寺宥雅代ニ拾壹間ニ六間之客殿建立、但道場之分ハ宥真代ニ修造之○七軒ニ五間之茶ノ間造立之、宥雅代也○拾貳軒半ニ三間之上台所、曲屋作也○五間半ニ三間半之下台所○四軒ニ貳間半之下台所、土間也○六軒ニ貳間半之土蔵、右四箇所ハ宥真代建立之也
○万治三庚子歳 太守綱村公從貳歳被成陸奥守ニ依為ニ御幼年從 江府当国へ御上使御目付衆被遣之依之当寺十五ヶ年御宿処ニ御用立申故御繕御立替等御郡司方ヨリ首尾成候処ニ鏡辨代ヨリ末代迄從 御上御修復所ニ相定候御作事奉行衆ヨリ之書状壺通有」

【資料 24】「御幣太夫家伝記式」（鹽竈神社博物館蔵、志賀家寄贈資料、江戸時代）

志賀家家伝の文書や伝承を記録したもののうちのの一つ。元禄の造営に際し、社頭から本地堂が法蓮寺近くに移設され、護摩堂と呼ばれるようになったことを記す。『建築』では「志賀御幣太夫家伝記」と呼ぶ。

「一古之七月大祭礼前ニ御い加き之外西ノ方へ仮屋を立而桂島ヨリ青萱刈持ふき候而法蓮寺六供相勤候由其後本地堂と申スを相立候而本地仏を配当シ仏を安置して社僧中相勤候由右本地堂元禄年中法蓮寺寺中へ引移立候由今護摩と申候是也」

【資料 25】「伊達治家記録」各卷（江戸時代、仙台市博物館蔵）

4代藩主綱村公（肯山）の代から、鹽竈神社参詣記事に法蓮寺に関する記録がみられるようになる。「肯山公治家記録」によれば、延宝3年（1675）9月に初入国した綱村公は、早くも11月9日に鹽竈神社を初参詣している。この時の記事には、法蓮寺宥覚が参詣し、献物をしたことが記されるのみで、「御浴」や「奉納ノ祝文ヲ書シ」がいずれの場所で行われたかの記載はない。

天和元年（1681）以降の参詣記事から、「法蓮寺ニ御着」「法蓮寺へ入セラル」「法蓮寺ニ御帰り」といったように、参詣の前後に法蓮寺に立ち寄っている記録が見られるようになる。ただし、どの建物のどの間を利用したかといった具体的な記載はない。

5代吉村公（獅山）の神社初参詣は宝永元年（1704）で、「獅山公治家記録」の同年7月10日の条に、「已上刻塩竈法蓮寺ニ着駕書院向ニ法蓮寺迎拜於書院拜謁」云々と、法蓮寺「書院」の記載が初出する。以後、法蓮寺「書院」が社僧拜謁や近習披露、酒席等の場として使用された記録がみられるようになる。（法蓮寺内で沐浴、着替えが行われているが、場所がどこだったかは記事からは読み取れない。）

変化が見られるのが享保5年（1720）7月9日の条で、「書院」と「客殿上間」が区別して表記される。これ以降、「書院」と「客殿上間（客殿間と記載する年もあり）」が書き分けられ、「客殿上間」は神社の社家や法蓮寺脇院の社僧らが拜謁する場として、「書院」は地元産品の献上や藩主からの金品の下賜、食事や酒席の場などとして使用されている。

以後、藩主の動線やそれぞれの部屋の用途は6代宗村公（忠山）の代（寛保3年〔1743〕襲封、宝暦6年〔1756〕逝去）までほとんど変化がない。

7代重村公（徹山）の代（宝暦6年〔1756〕襲封）以降は神社参詣記事が次第に簡略化され、「一宮へ参詣」「塩竈社へ参詣ス」とだけ記すこともあり、法蓮寺に関する記録が見られなくなる。

【資料 26】「棟札写」(『年中行事住持手鑑』のうち、鹽竈神社博物館)

『年中行事住持手鑑』は、法蓮寺住持の社務参考書として用いられたもので、本資料には慶応4年(1868)の書き込みがあることから江戸時代末まで用いられたことがわかる。このうちに二紙を継いだ覚書が添付されている。『建築』においても引用されているが、一部省略されているため全文をあげた。

(本紙)

「 享保拾貳年

御役人

鈴木八左衛門

御大工遠取

松原助兵衛

奉納願成

御屋根ふき

秋保氏善兵衛

五月廿七日ヨリ御取付同六月三日ニ出来」

(貼紙・表)

「此一紙ハ当寺客殿屋根西ノ方破風口ニ打ツケ有之候宝暦十三癸未二月十五日遺教会ノ日中大風ニテ破風板ヲ吹落シ候付早速相達シ候廿日余リ過テ見分役人共下ル其ノ後性善院様御卒去ニ付キ御手入延引之処当四月十七日時分ヨリ御役人砂沢弥三郎始メ職方ノ者共マカリ下リ昨今破風新タニ出来見エ護摩堂坂ヨリ見渡シニ棟札ラシキモノ見ヘ候付常住ノ僧覚存ヲノホセ写シ取り見候得ハ此書付也当年マテ三十九年ニ成ル享保十二己来数年指シガヤハカリニテ此度モ猶サシカヤナリ為後考留ム此ニ

癸未四月二十五日

後ニ吟味替り候而惣フキカエニ罷成候事」

(貼紙・裏、全文朱筆)

「明和元甲申拾月上旬ヨリ日数廿日ノ見通シニテ御役人并職方ノモノ下リ新タニ惣葺替ニマカリ候事御役人ト御ツモリ兩人ヘハ役寮ニテカケ合イノ料理フルマイヤネフキトモヘハ酒ヲクリ申候人足トモハ当所ノ者受ケニ仕リ日日入り替り候ユヘ右ニ及ヒ申スマシクト役者ナト吟味ノ上此レヘハ酒フルマハス候御役人等ノ名ハ忘レタリ役寮記ニ見合スヘシ一今マテ屋子ハ竹ニテツヽミ候処ニ此度ハクレヲカケ候先年御絵図ノ通りノヨシ無是非時節到来ニテ箱ムネニモナルモシレス御役人ヘ面談云々」

【資料 27】「天保十四年御仮遷座方丈御直談記録」(鹽竈神社博物館蔵、小野家資料、天保14年〔1843〕)

遷宮に際する記録で、洗眸閣において法蓮寺と社家らが会合をおこなったことが記される。この法蓮寺と社家らの「直談」は、遷宮における一山恒例の格式。

「一壬九月十五日七人之者共法蓮寺江被相呼勤方直談之事

但し洗眸閣ニ而七人共ニ脇指ヲ帯シテ吉シ右直談之次第左之通志賀信濃江御遷宮祝詞直々相渡候事、相応院遷宮役者立合ニ而直談」

【資料 28】「天保十四年遷宮御用留」（鹽竈神社博物館蔵、小野家資料、天保 14 年〔1843〕）

遷宮に関する記録で、洗眸閣において棟札の検分がなされたことが記される。棟札の検分もまた遷宮に際して恒例のもの。

「(十二月) 十三日

御棟札拜見ニ齋戒七人之人数罷越一臈役者方丈始立会之上於洗眸閣ニ拜見仕写取候別紙有之候
但御上遷座祝詞被相渡候事」

【資料 29】「於法蓮寺音楽合奏屋形様慶邦君被為聞候留」（鹽竈神社博物館蔵、小野家資料、安政 4 年〔1857〕）

洗眸閣において、社家らが雅楽の演奏を慶邦公のお耳にいった記録。洗眸閣の簡単な間取りが図示されている。別添【図 5】参照。

「…右之通書上候処方丈御茶会席被指上候後洗眸閣上之間ニ而御聴被遊候右図左之通」

【資料 30】「文久二年上下遷宮記録」（鹽竈神社博物館蔵、小野家資料、文久 2 年〔1862〕）

遷宮の記録で、洗眸閣における恒例の行事が記される。

「一（八月）六日六人相揃方丈江罷越御直談之趣承知候事

右御次第書并御行列書両通受取候祝詞役者御祝詞壺通被相渡候何茂洗眸閣ニ而一臈役者立合
齋戒中者脇指帯し御直談之事但し御行列書者遷宮役者ヨリ被相渡候事」

「(十月) 廿日 方丈ヨリ齋戒中江籠飯被進度由御使在之候ニ付打揃罷越振舞ニ相成候

二角引落し中酒方丈当座不快ニ而出合無之洗眸閣之次間ニ而一臈并遷宮役上席ニ而四ツ半頃
ヨリ罷越夕方迄帰山神拝ス」

「(十一月十一日)

一此度新規ニ相被認候 御棟札拜見ニ方丈江罷出候様役者方ヨリ首尾申来り候間御幣捌并御仕
立方取仕舞候而八ツ頃ヨリ齋戒中罷越兼而之通洗眸閣上之間ニ而方丈正面ニ控

一臈遷宮役者ト両方江控齋戒中一同ニ進ミ拝見致事是兼而之通ニ在之候事

右棟札拜見終而茶之間江引取飯酒等振舞馳走ニ罷成候但し二ノ膳附中酒肴三種ニ而
六ツ半頃ニ罷帰り候事」

【資料 31】「年中行事住持手鑑」（江戸時代末、慶応 4 年〔1868〕の記事あり、鹽竈神社博物館蔵）

法蓮寺住持の社務参考書。年始や節句などの行事のさいに洗眸閣がもちいられていることが記される。

(ア)「朝五ツ時脇院中年賀於洗眸閣接対素絹紋白也」

(イ)「昼九ツ時社家中一同年始於洗眸閣接対年盃式如今朝之肴役者也一ノ祢宜ヨリ次第ニ壺人充
進年盃式畢而退散於客殿中之間雜煮出之也」

(ウ)「御宮町門前之者共御礼 元日

杉坂門前者共御礼 二日

右茶之間向フ椽通り障子之外へ引揃方丈ハ洗眸閣中頃ニ着座対面役者下代等申次披露也」

- (エ)「住持ハ直々登且修法罷下へし但寺へ可被相尋座前夜ニ相知候て修法無シニ先キへ罷下書院へ相迎可申也茶煙草盆菓子等ハ兼而用心指置可申事御名代御一門衆也以而玄關ニ而送迎すべし此方ヨリ見舞候時分も何レも式臺迄送り出られ候事」
- (オ)「節句礼之事慶応四辰年運情代ヨリ社家中惣代一人罷出茶ノ間ニ而出会候事ニ改ル社僧勝手次第也」
- (カ)「朝飯後社僧当日之祝茶之間ニ而日中頃社家於洗眸閣中座接対茶斗也」
- (キ)「一和泉殿ヨリ例年名代之使者正月十日ニ来客殿下之間ニおゐて役者出合茶漬酒等出之」
- (ク)「一屋形様寺へ被為入候節迎ニ客殿前二重石階之下迄罷出ル御先立仕御上口椽通ニ控へ申候従是書院へハ御案内不仕…御帰之節社僧十二人御目見也場所ハ客殿上之間東之角障子際ヨリ折廻し次第ニ列座罷有社家社僧共同所也…」
- (ケ)「一書院御着座早速被召出住持御目見也此時ハ敷居之外東之方へ罷出ル御奉行衆西之方へ被罷出御披露也御会尺有之罷退ク」
- (コ)「御祝也此時ハ献上物御座之間敷居之内へ置キ敷居之外正面ニ而御目見也御奉行衆正面ニ而東之方へより被罷出御披露也御会尺御意等有之罷退ク」
- (サ)「一同十五日 餅也寺中衆日中出勤於客殿代々先師之廻向理趣三昧也法主供養法壺座」
- (シ)「一新米指上候百姓壺人肝入壺人右兩人方丈へ来ル役者出合イ例年之通料理振舞酒畢而役者案内ニ方丈へ目見得茶之間向椽通障子之外□置キ対□方丈ハ洗眸閣中敷居之内ニ座ス…内之者壺人召連候由勝手ニ而兩人ハ客殿下之間也凡下之子共ニ給仕為仕候事」

【資料 32】『鹽松勝概』（岡千仞、明治 22 年〔1889〕、『塩竈市史 V 資料篇』）

塩竈・松島の地誌。勝画楼、洗眸閣について記す。

「勝画楼（在佛殿南）藩公遊覽之处。楼駕岨壁。檻撫湾海。錯落群島。逞妍献媚。殿閣之麗。風景之美。為鹽釜第一。獅山公（吉村）扁曰、勝画楼。今為酒楼。…洗眸閣（與勝画楼相並）僧宗阿所命。閣拋巖角。構造宏麗群島掩映。朝霞夕嵐居然蓬瀛宗阿嗜詩。有洗眸閣百絶松庵集華園集。山陽鵬齋錦城五山海屋諸名儒序之。…」

【資料 33】『塩社略史 全』（佐澤廣胖、明治 35 年〔1902〕）

塩竈神社の社史。近代の勝画楼について記す。

「…好景画モ如カズ故ニ左中将吉村朝臣此風趣ヲ愛賞セラレ寺中ノ一閣ニ扁シテ勝画楼ト謂ヒ又伊達宗房書院ニ題シテ洗眸閣ト云両ナカラ能ク其境ニ適合シタル呼トス又別ニ本堂アリ（竪六間横十一間）…」

「明治維新ニ及テ神祇宮ノ法規ヲ奉シ同二年藩令ニ依リテ別当ヲ廢シ神仏ノ混合ヲ分離ス此ニ於テ在来ノ寺宇悉皆藩ニ返還シ法蓮寺ハ他ニ移転ス乃チ其墟ニ就テ塩竈神務署ヲ創設セリ爾後幾于モ無クシテ廢藩置県トナル如斯改革頻繁ノ際ナリシカハ境内ノ屋宇堂舎ノ如キモ或ル事情ノ

為メ一旦他人ノ手ニ附スルニ至リ勝画ノ一樓ヲ遺スノミ其ノ後聖駕ノ東巡ノ際彼ノ勝画ノ樓ハ行在所トナリ頓ニ不次ノ光榮ヲ受ク…」

「但勝画樓ハ吉村朝臣ノ命名ニシテ且額ハ朝臣ノ自ラ筆スル所ナリ然ルニ天保ノ季年ニ及テ一旦祝融ノ為メニ奪去ラレ今残存セルハ弘化中ノ建築ニ係ル先ツ一屋ヲ区画シテ三トナシ東南ニ面セリ而シテ上ノ間東西貳間東北三間ニシテ床ノ間袋棚違棚并所書院アリ床ノ間三方金張付ニシテ旭曦ニ彩雲ヲ画ク袋棚襖（四枚立）金地ニシテ果子ヲ極彩色ニ画セリ違棚三面金張付ニシ竹林ニ細流ヲ墨絵ニス附書院ノ地袋ハ襖（二枚立）ニ秋ノ草花ヲ彩画セリ二ノ間仕切襖（四枚立）ハ皆金地ニ竹林ノ七賢ヲ彩画ニス悉皆仙台ノ画家佐久間六所ノ筆ニ成レリ二ノ間々数上ノ間ニ同シ襖仕切八枚（上ノ間仕切四枚三ノ間仕切四枚）皆金地孔雀ニ牡丹墨絵ニス小池曲江ノ筆也三ノ間三間襖三間ニシテ二ノ間トノ仕切襖四枚立アリ四季耕耘ノ図淡彩ニ画キ金砂子蒔ナリ是亦六所ノ筆ナリ而シテ上ノ間ハ東ヲ正面ニ取り東北貳方ニ入側ヲ廻ラス三ノ間ハ南面ニシテ二ノ間ノ西ニ折立ス又上ノ間ヨリ三ノ間迄東南ニ折テ拭板敷ノ廣縁ヲ廻ラシ欄干ヲ付ク惣屋材ハ檜柏トヲ合セ素木造ニシ違棚ノ金具並長押ノ花釘等ハ毛彫ノ紋ヲ鍍金ニテ飾レリ又屋根ハ筥棟鬼板四方流レ葦茅葺ナリ凡テノ構造ニ至テハ遠僻ノ工芸トシテハ觀ルニ足り且曩日伊達家ノ盛時ヲ追想スヘシ今其ノ概況ヲ附記シテ以テ後來ノ想ニ示スト云」

【資料 34】『明治天皇聖蹟志』（宮城県、大正 14 年）

明治 9 年（1876）の明治天皇東北御巡幸における宮城県下の巡幸地についてまとめたもの。同書凡例によれば、明治 9 年・同 14 年・同 34 年の調査、大正 4 年・同 13 年に各郡市町村長よりの報告書ほかの資料にもとづく。行在所となった勝画楼について記すとともに、写真ならびに図面を付す。（付図 1～3）

「鹽釜町勝画楼行在所

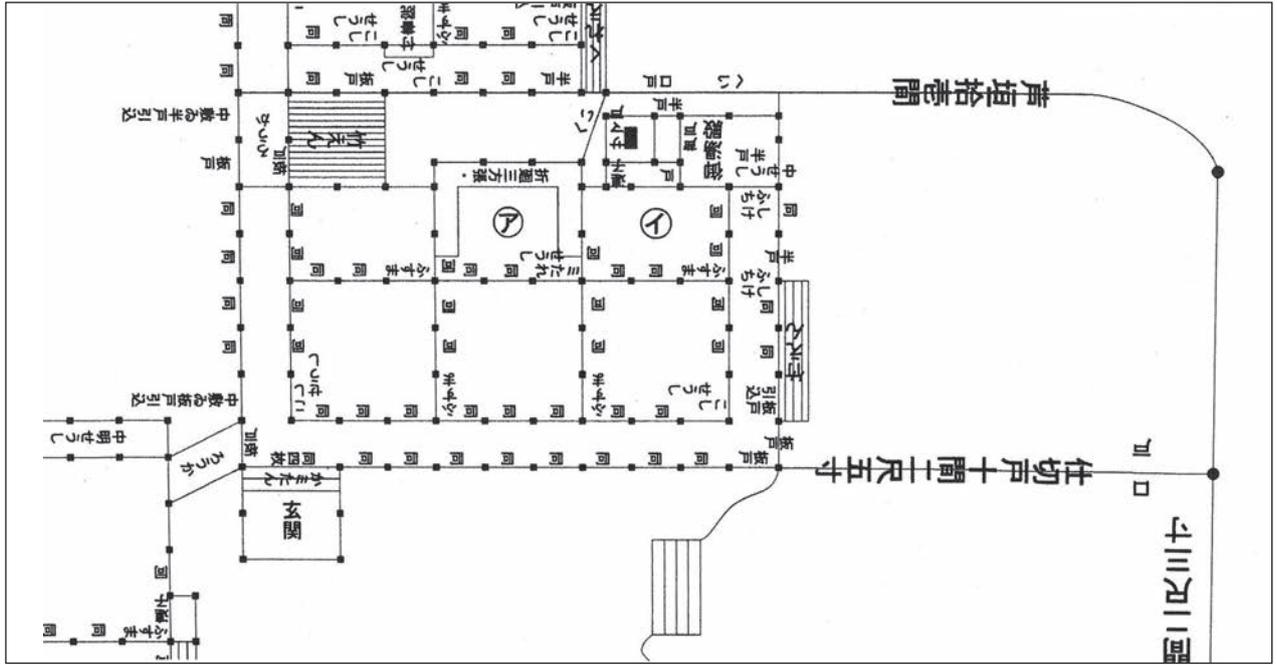
鹽釜町勝画楼行在所ハ元鹽釜神社別当法蓮寺伽藍ノ一部ニシテ、同寺ノ所有ナリシガ明治四年廢寺ト共ニ該建物ハ藤元吉之ヲ買求メタルモノニシテ、明治九年六月二十八日御船ニテ海上ヲ松島ヨリ鹽釜ヘト向ハセラレ十二時二十五分御着此ノ勝画楼ヲ行在所トセラレ御一泊アラセラレタリ爾來此ノ家屋ノ保存管理ニ意ヲ注キ居リシモ藤家ハ家産元ノ如クナラス明治四十四年頃ヨリ邸内ノ一隅ニ小屋アルニ移転シ本家ハ全部鈴木もとナルモノニ貸付之レニヨリテ一家ノ生計ヲ立テ居ル状態ナレバ修繕等ノ余裕アルコトナシ現戸主ハ藤勝三ト云フ。」（p.54）

「勝画楼は鹽釜神社の裏坂を下る途中左方にあり元法蓮寺の附属建物にして岩壁に抛り海湾を俯瞰すべく波光嶋影一眸に萃まり、真に形勝の地を占む、昔時藩公遊覧の所たり…」（p.177）

【資料 35】「勝画楼実測図」（年未詳、鹽竈神社博物館蔵）（付図 4）

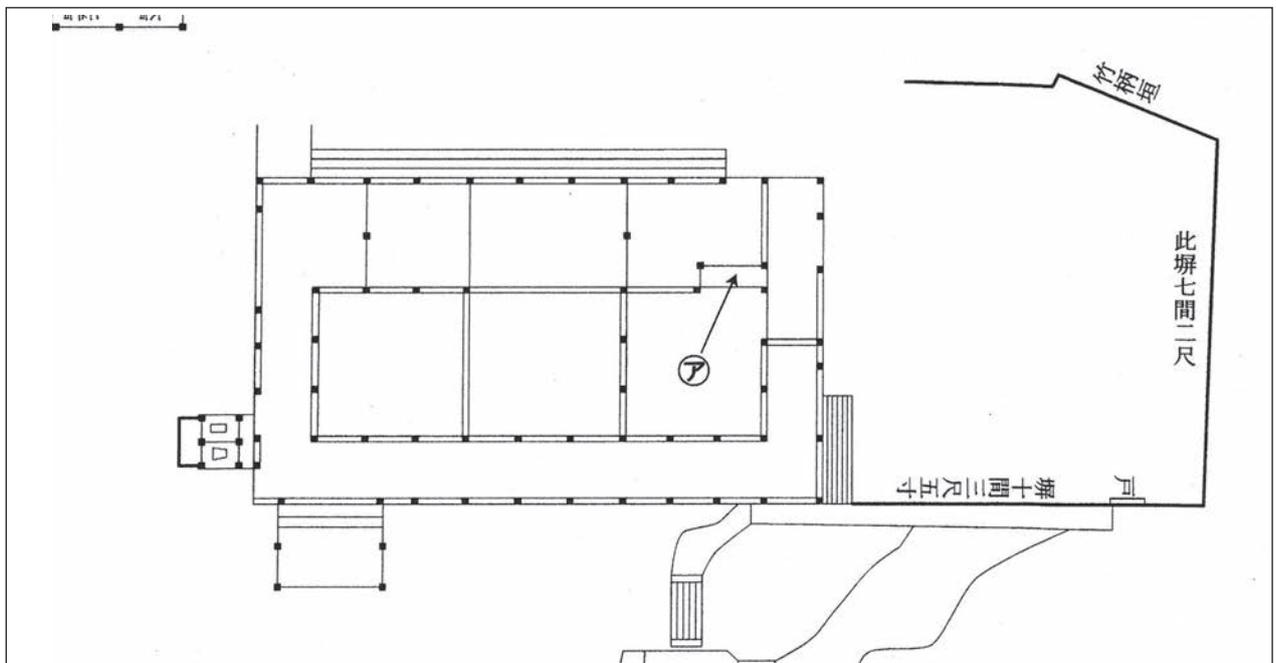
【資料 36】「勝画楼敷地図」（年未詳、鹽竈神社博物館蔵）（付図 5）

【図1】1期の法蓮寺



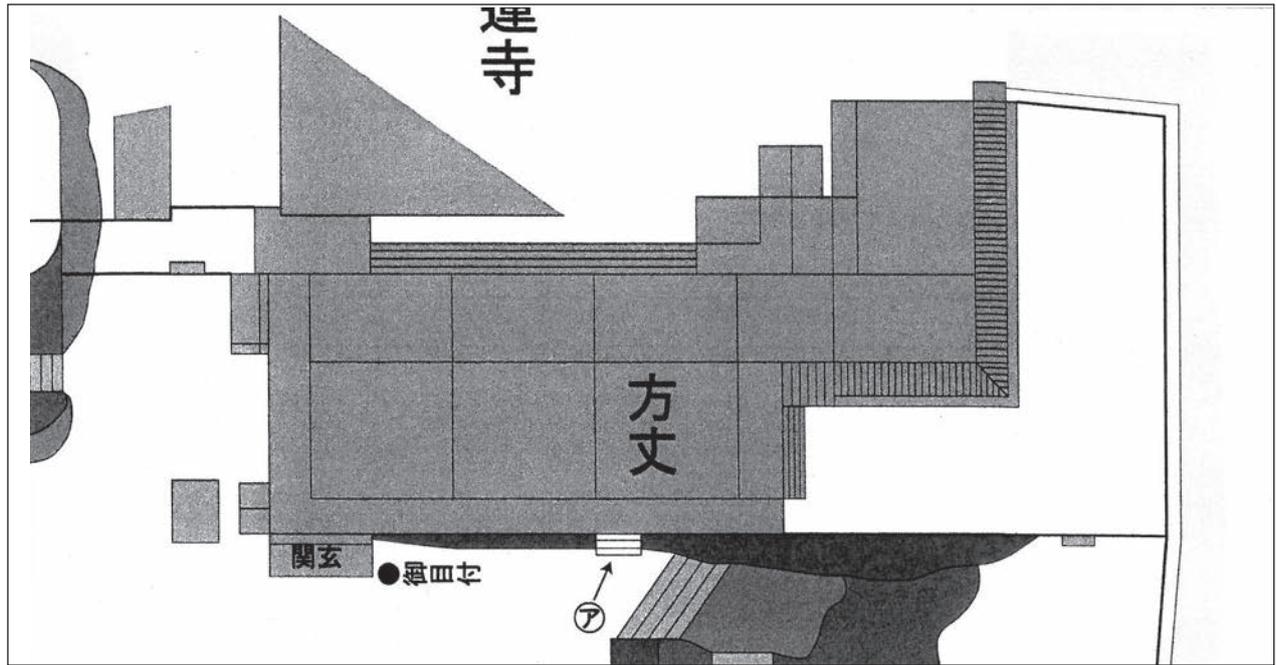
- ・図は【資料1】「旧修復帳」による。
- ・正保3年（1646）から万治2年（1659）頃に「客殿」「茶の間」建設。
- ・万治2年（1659）から寛文6年（1666）頃に「上台所」「下台所」「土蔵」建設。
- ・万治3年（1660）から15年間、「御宿所」となる。
- ・「書院」は記されていない。（㊦を仏間とすると㊩を書院と呼べるか）

【図2】2期の法蓮寺



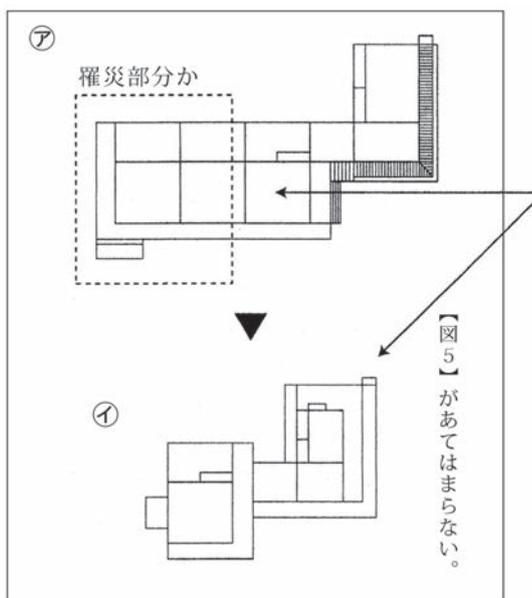
- ・図は【資料3】「新修復帳」による。
- ・「治家記録」の宝永元年（1704）7月10日の条に「書院」初出。
- ・享保6年（1721）正月に「勝画楼」揮毫、同年3月に「書院」に掲出したとみられる。
- ・「治家記録」の享保6年（1721）2月26日の条に「…書院新ニ落成シ…」とあるのは法蓮寺書院を指すか。
- ・享保12年（1727）に屋根葺替など何らかの作事。
- （㊦は床の間か）

【図3】3期の法蓮寺

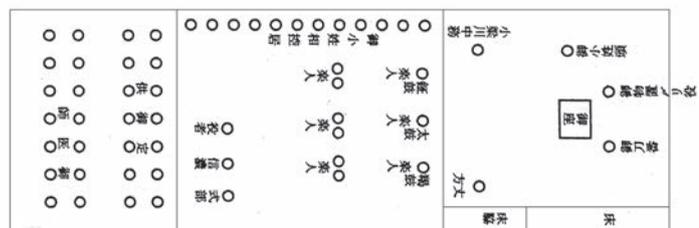


- ・図は【資料4】「神社絵図」による。
- ・客殿東側に書院（勝画楼棟）とみられる部分が増築される。
- ・安永4年（1775）頃から「勝画楼」「洗眸閣」の呼称がみられる。
（アからの出入りが可能か。）

【図4】4期の法蓮寺



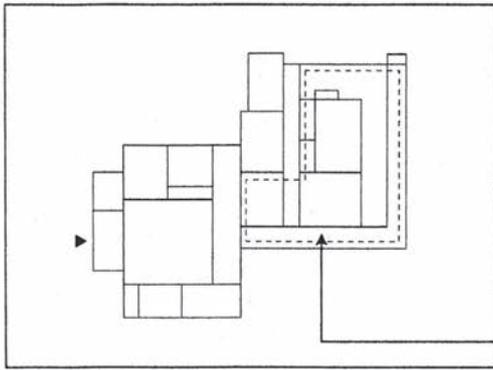
【図5】資料29付図（安政4年〔1857〕の洗眸閣間取）



- ・安政4年（1857）の記録にみられる洗眸閣における楽人らの配置図。
- ・3部屋が連続する。
- ・藩主が着座する「御座」が上の間とみられ、床・脇床がある。
（床・脇床の位置に疑問がある。）

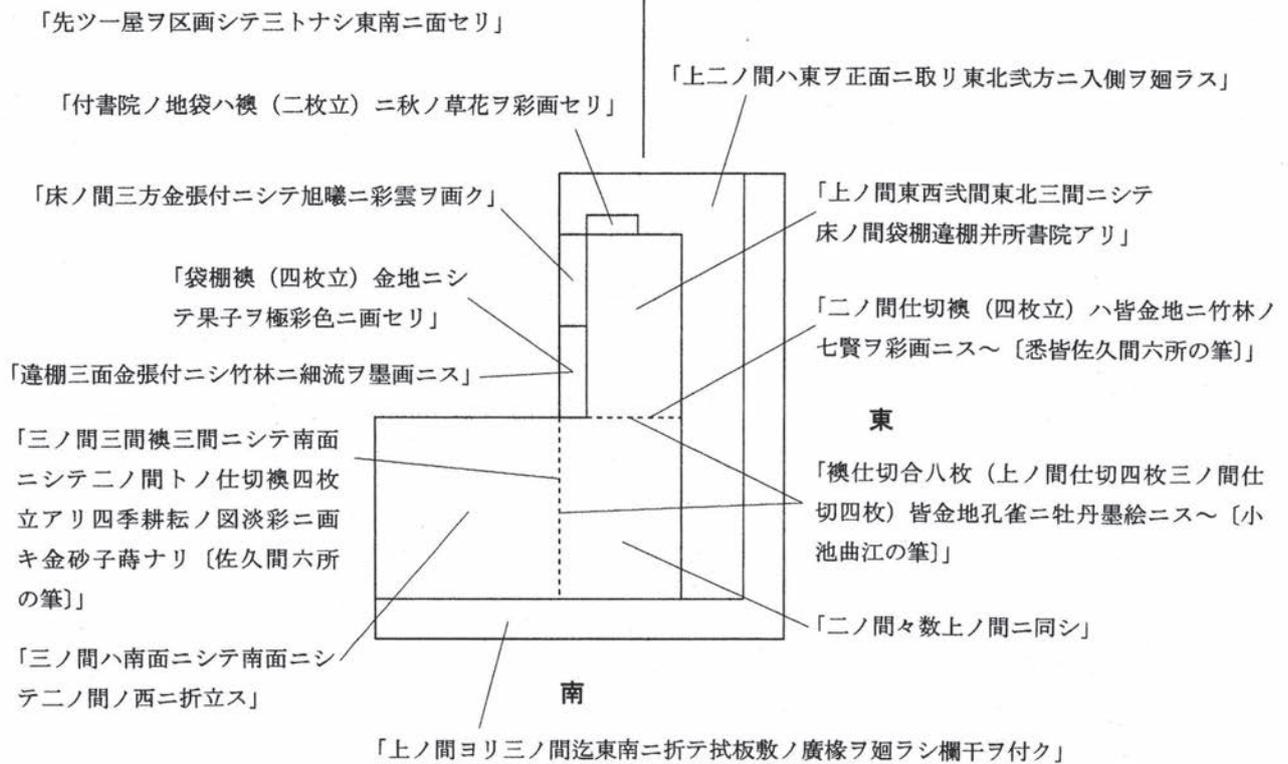
- ・天保10年（1839）に法蓮寺が火災にあう。
- ・天保12年（1841）に再建。作事は弘化（1845-1848）まで続くか。
- ・『建築』では、方丈上間から書院にかけては被害を免れ、残材を転用してアからイに至ると推測。
- ・諸資料、とくに【図5】の内容はイにあてはまらず、むしろアに合うものとみられる。
- ・【図5】の床・脇床の位置に疑問がある。

【図6】5期の法蓮寺（勝画楼）

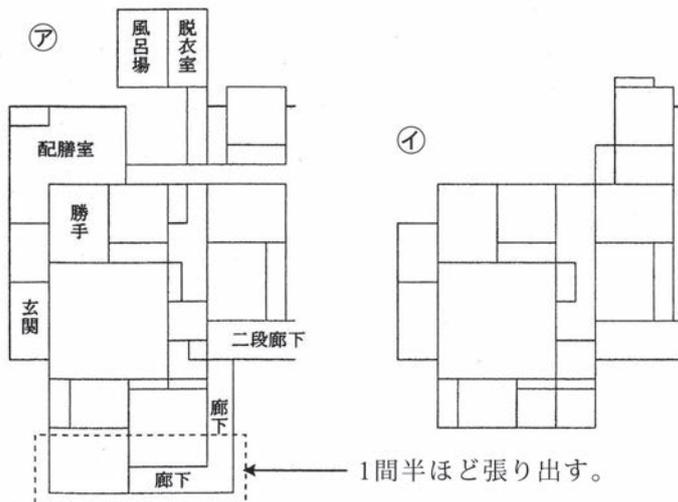


- ・ 図は現状の略図。
- ・ 明治2年（1869）に別当職が廃され、同4年（1871）頃まで「塩竈神務署」が置かれる。
- ・ 明治9年（1876）、明治天皇の行在所とされる。
- ・ 明治11年（1878）個人所有。同44年（1911）頃より料亭とされる。
- ・ 昭和36年、鹽竈神社の所有となる。
（4期から5期への改造は近代以降とみられる。）

【図7】『塩社略史』の記述をもとにした間取



【図8】「勝画楼建物平面図」にみる広間棟南側部分略図㊦と現状略図㊧の比較



- ・ 4期までは縁であったとみられる部分に5期では部屋を設ける。
- ・ 「勝画楼建物平面図」では、現状より南側に1間半ほど張り出しており、東南に縁を廻す。
- ・ ㊦㊧ともに南側からの上り口は記されていない。㊦において廊下に上り口を設ければ出入りが可能のように見える。ただし、現状の地形から考えると、この部分は結構な高さとなる。



同上庭園ノ松



鹽釜町勝書樓入口石階段

（泊御日八十二月六年九治明）景全樓畫勝町釜鹽郡城宮



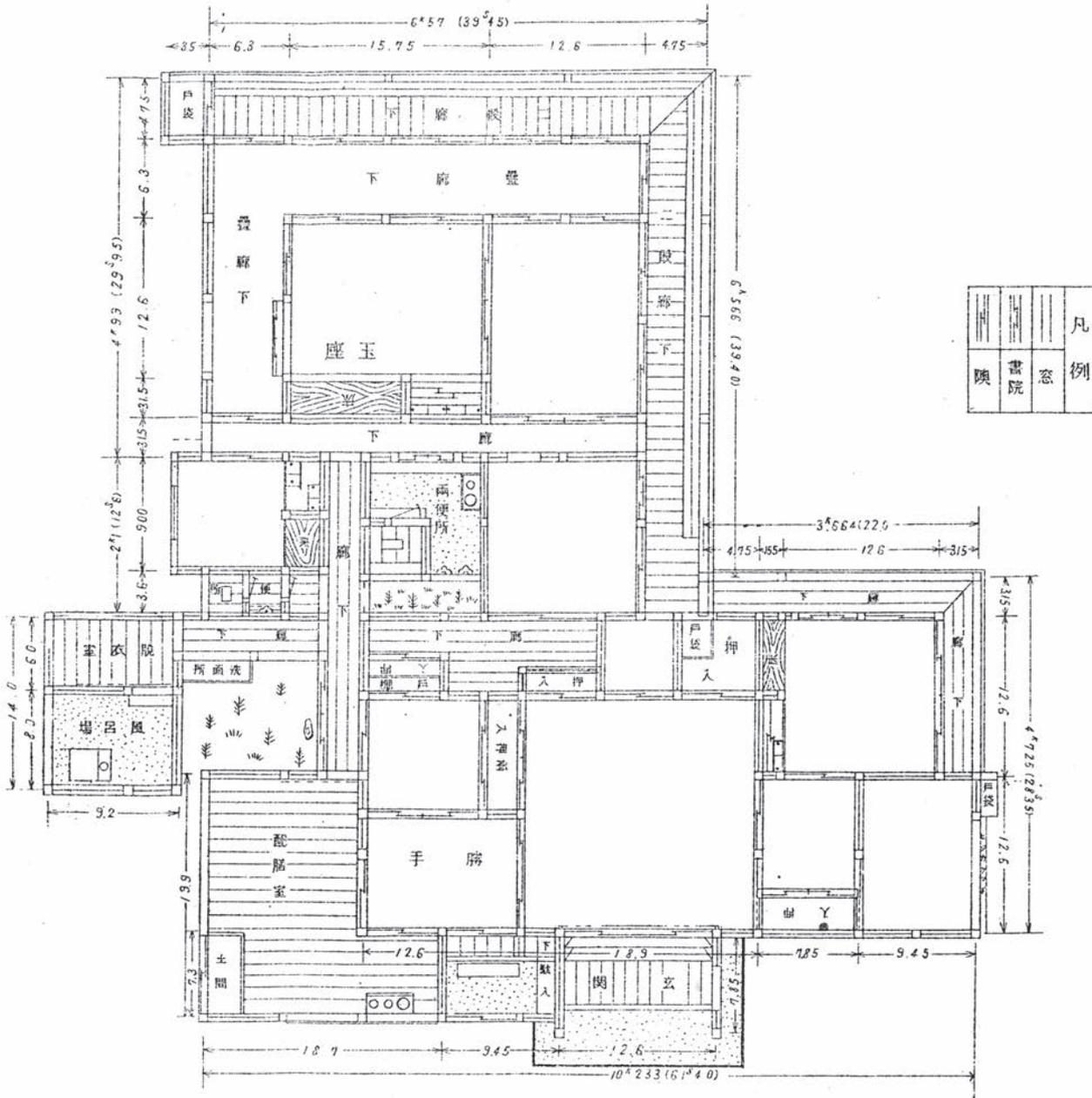
同上玄關



付図 1

『明治天皇聖蹟志』宮城県 大正 14 年〔宮城県図書館蔵〕

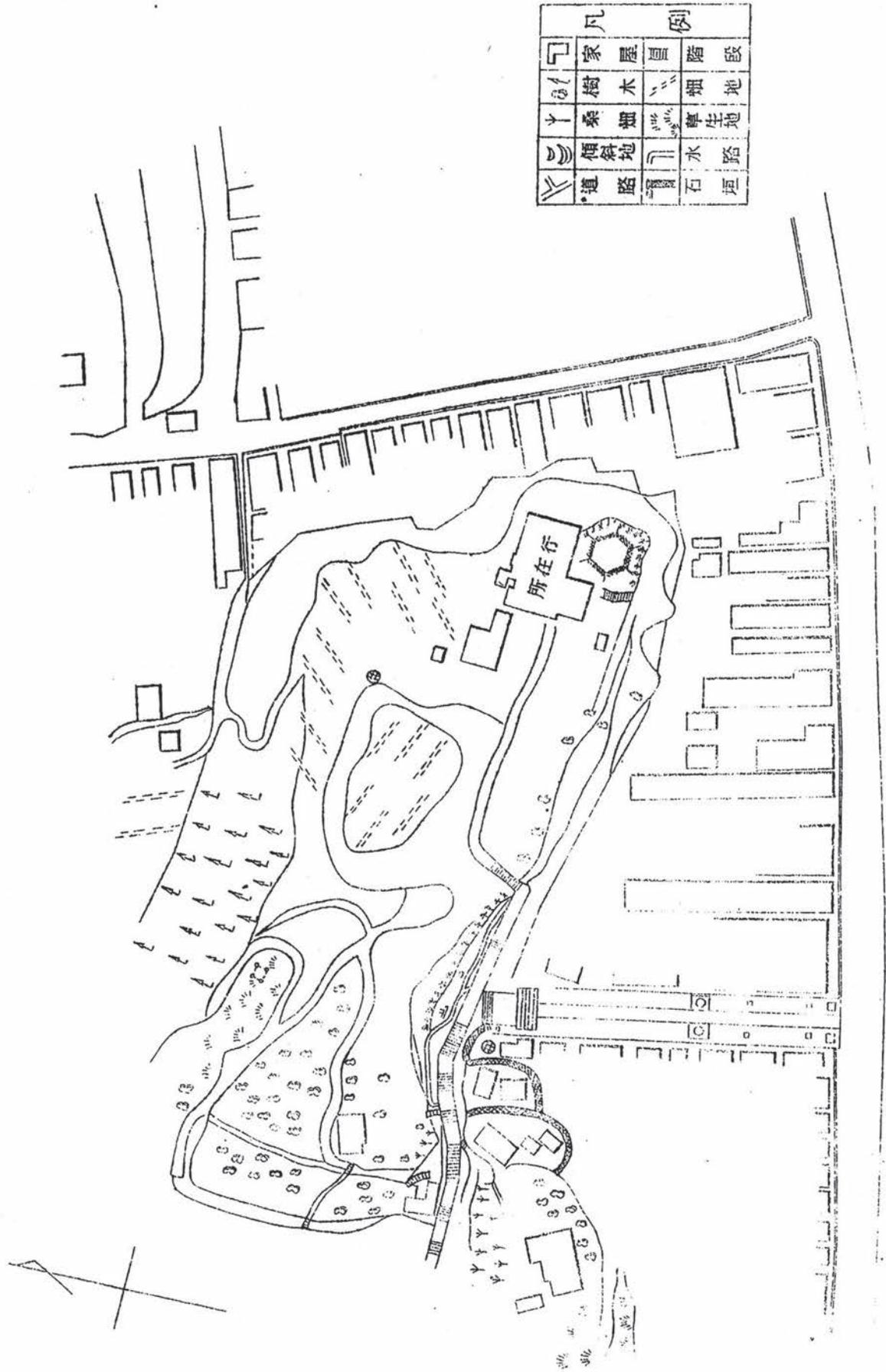
勝畫樓建物平面圖



付図 2 勝画楼建築平面図

『明治天皇聖蹟志』宮城県 大正 14 年〔宮城県図書館蔵〕

勝面樓附近平面圖



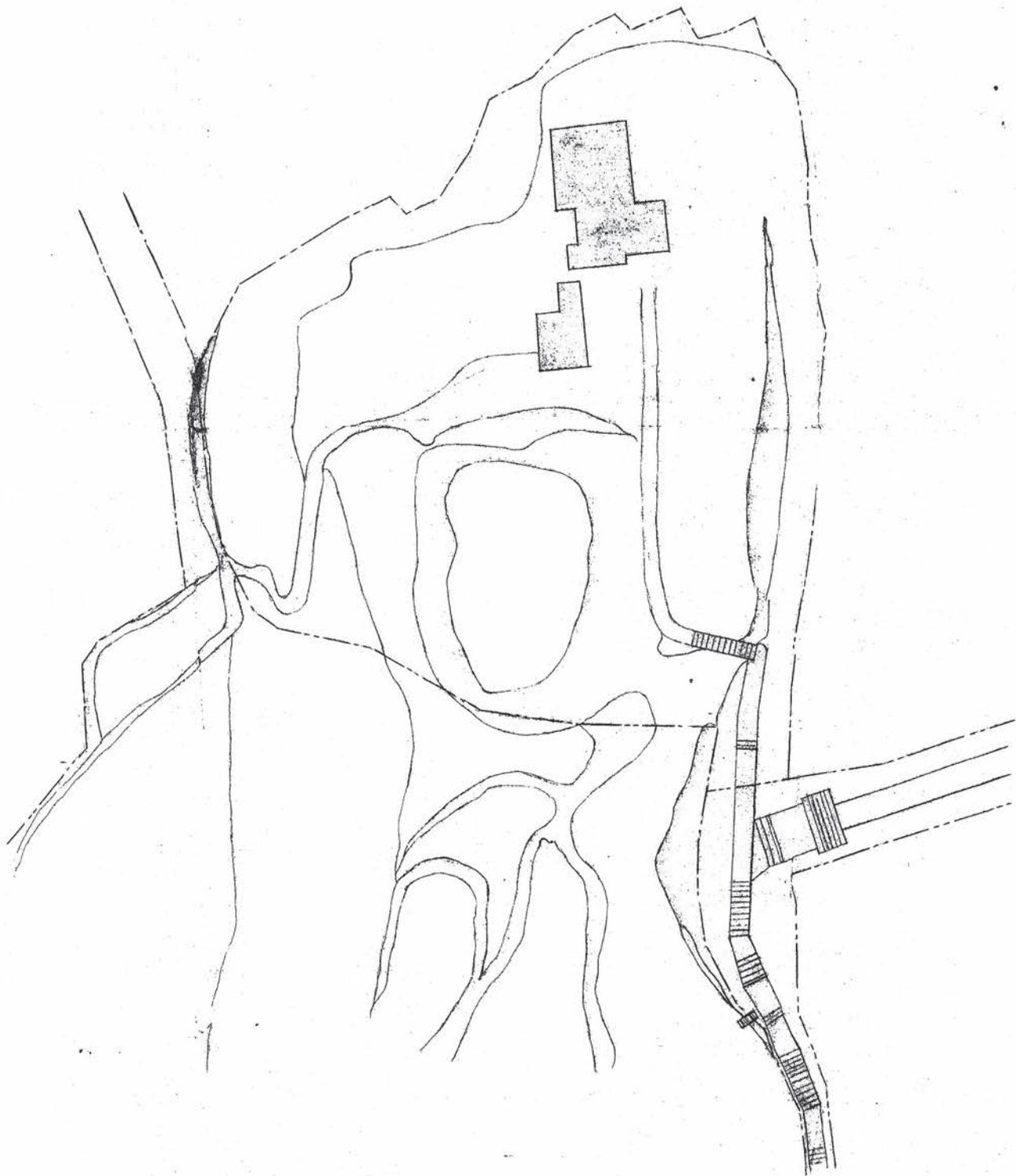
付図3 勝面樓付近平面図

『明治天皇聖蹟志』宮城県 大正14年〔宮城県図書館蔵〕

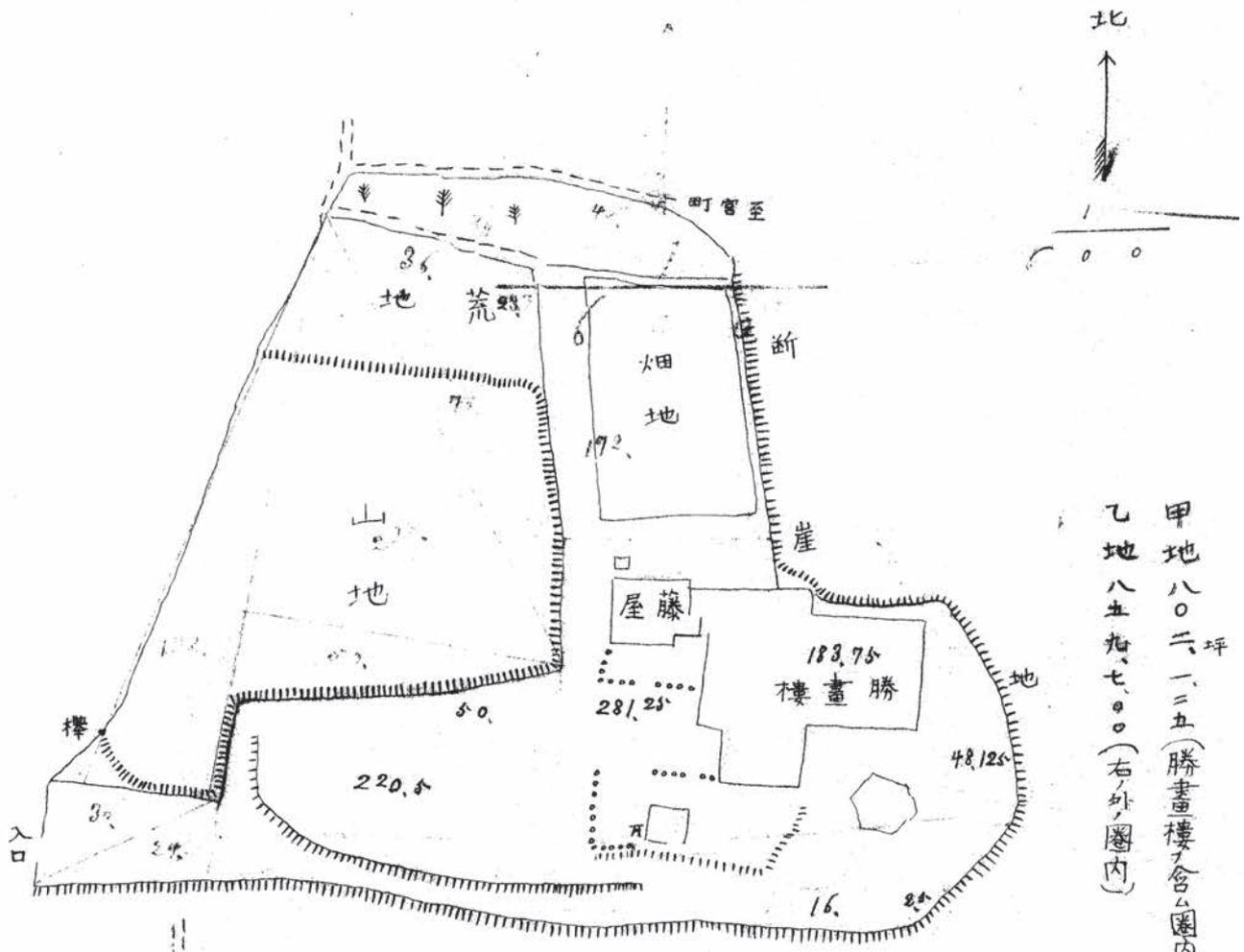
滕國街敷地

臺地西 五及七畝十三步

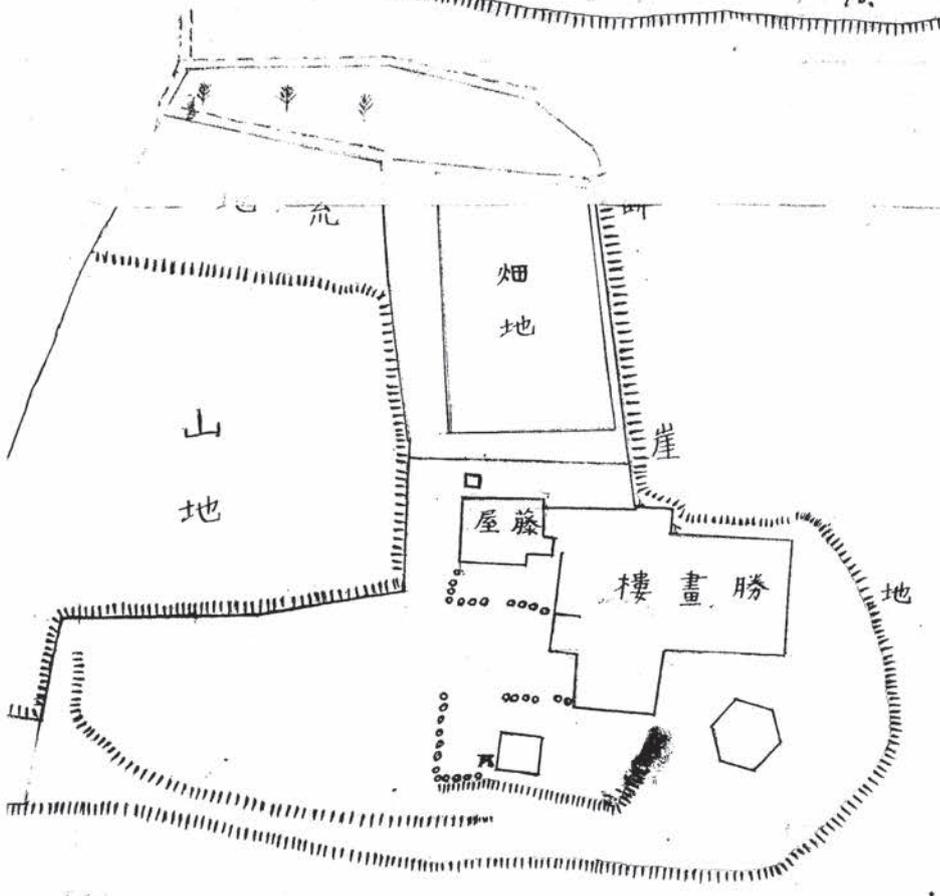
窪地西 五及九畝三十二步



付圖 4



甲地 八〇二・一三五 (勝畫樓を含む園内)
 乙地 八五九・七〇〇 (右外園内)



甲地 坪数 八〇二・一三五 (勝畫樓を含む園内)
 乙地 全 八五九・七〇〇 (右外園内)

付図 5